

令和4年度足寄町再生可能エネルギー導入計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名

令和4年度足寄町再生可能エネルギー導入計画策定業務

2 実施の目的

足寄町は令和3年、2050年までに実質的にカーボンニュートラル達成を目指すゼロカーボンシティを表明した。この目標の達成に向け、再生可能エネルギー導入目標の設定を柱とする計画を策定するにあたり、民間事業者の有する専門的な知識や構想力を活かすことにより優れた成果が得られると期待されることから、プロポーザル方式により最適な委託業者を選定することを目的とする。

3 業務の概要

(1) 目的

近年、世界的に地球温暖化対策の必要性が高まる中、国は2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、その目標として、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度に比して46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明した。

これを受けて足寄町は2021年9月、国と同じく2050年までにカーボンニュートラル達成を目指すゼロカーボンシティを表明し、その実現に向けた具体的な取組みを進めることとなった。

本業務は、このような状況を背景として、本地域が目標を達成するために取組むべき脱炭素の具体的な方法を明確にするため、現在の温室効果ガスの排出量等の状況について把握するとともに、省エネやライフスタイルの転換、森林吸収源対策等と併せて再生可能エネルギーの導入による温室効果ガスの削減手法、実施時期及びその効果等について調査検討し、計画書としてとりまとめることを目的とする。

(2) 業務内容

別に定める「「令和4年度 足寄町再生可能エネルギー導入計画策定業務委託業務」仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和4年9月16日（金）まで

(4) 見積価格の上限額

9,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、本事業は国の補助事業を原資として交付決定額の範囲内で実施するため、上限額は減額する場合がある。

4 プロポーザルの方式

公募型とする。

5 参加資格条件

(1) 足寄町競争入札参加資格（工事・設計委託）を有しているもの。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (3) 足寄町暴力団等排除措置要綱（平成 22 年要綱第 4 号）別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 過去 5 年間に類似業務の実績があること。
※類似業務については、「地球温暖化対策に関する業務」及び「再生可能エネルギーに関する業務」のいずれかを有する場合に実績と認める。

6 実施要領等の入手方法、場所

公募開始日より令和 4 年 4 月 15 日（金）までの午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで、足寄町経済課で配布する。なお、足寄町のホームページにも掲載する。

7 参加申込

(1) 提出書類

- ①公募型プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）
- ②類似業務実績調書（様式第 2 号）

(2) 申込方法

電子メール、持参または郵送で提出すること。

なお、電子メールの件名は「委託業務参加申込（申請者名）」とすること。申請者名は略記可。

(3) 提出期限

令和 4 年 4 月 18 日（月） 午後 5 時【必着】

(4) 提出先

E-mail : energy@town.ashoro.hokkaido.jp

〒089-3797 北海道足寄郡足寄町北 1 条 4 丁目 4 8 番地 1

足寄町経済課商工観光振興室

電話 : 0156-28-3863 FAX : 0156-25-5706

8 質問・回答

(1) 受付期限

令和 4 年 4 月 18 日（月） 午後 5 時【必着】

(2) 質問方法

質問票（様式第 3 号）を必ず電子メールに添付の上で提出すること。

(3) 提出先

E-mail : energy@town.ashoro.hokkaido.jp

〒089-3797 北海道足寄郡足寄町北 1 条 4 丁目 4 8 番地 1

足寄町経済課商工観光振興室

電話 : 0156-28-3863 FAX : 0156-25-5706

(4) 回答方法

令和 4 年 4 月 19 日（火）午後 5 時までに電子メールで回答する。

なお、公平性・透明性を期すため、原則として町のホームページ上で内容を公開する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書提出届（様式第4号）

②企画提案書

※様式は任意とするが、提出書類はA4サイズ縦置き、12ページ以内とする。文字サイズは、本文については10ポイント以上とし、ページ番号を付すこと。

※仕様書の業務内容に掲げる各事項全てについて、具体的な提案を行うこと。

③管理責任者調書（様式第5号）

※管理責任者は、要件として以下のいずれかの資格を有すること。

・技術士（総合技術監理部門、建設部門、環境部門、農業部門）

④受託金額参考見積書（様式第6号）

※業務委託料の積算内訳を記載又は添付すること（A4版、様式任意）。

(2) 留意事項

①企画提案は1者1提案までとする。

②提出された書類は返却しない。

③企画提案書等に用いる文言は、専門知識を有しない者でも理解できるよう留意すること。

(3) 提出方法

持参または郵送による。ただし郵送の場合は配達証明があるものに限る。

(4) 提出部数及び要領

・6部（正本1部、副本5部）

・A4版フラットファイルに左綴じとすること。

・表紙と背表紙に、業務名と応募事業者名を記入のこと。

(5) 提案書受付期間

令和4年4月20日（水）より

令和4年4月25日（月） 午後5時まで（必着）

(6) 提出先

〒089-3797 北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1

足寄町経済課商工観光振興室

電話：0156-28-3863 FAX：0156-25-5706

E-mail：energy@town.ashoro.hokkaido.jp

10 選定方法

評価にあたっては、企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、別紙1に定める審査基準に照らして総合的に判定する。

なお、応募者多数の場合、事前に企画提案書の内容による書類審査を行い、プレゼンテーション実施者を選ぶ場合がある。また応募状況、書類審査の内容によってはプレゼンテーションを実施しない場合がある。

(1) プレゼンテーション

応募者による企画提案の主旨説明と質疑応答に資するため、プレゼンテーションを実施する。

①開催日時

令和4年5月10日（火） 時間は10：00～11：00（予定）

②開催場所

足寄町役場（北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1）

③出席者

4名以内とする。なお、管理技術者は必ず出席すること。

④実施方法

- ・20分程度とする。（プレゼンテーション10分、質疑応答10分）
- ・プレゼンテーションに必要な場合は、会場に用意するパソコン及びモニターの使用を可とする。ただし、データは事前に電子メールに添付して、下記問合せ先に送付すること（USBメモリ等の利用はセキュリティ上の都合により不可）。
- ・プレゼンテーションは提出した企画提案書の内容を基本とし、追加提案は認めない。

⑤その他

プレゼンテーションの実施時間及び会場の詳細等は、応募書類の提出期限後速やかに各応募者あて通知する。

(2) 審査

審査の方法は次のとおりとする。

- ①審査委員会委員（5名）が採点表を基に各審査項目について採点し、各委員の採点合計を合わせたものを得点とし、得点の合計が500点中250点以上かつ最高得点者を最適提案者として選定する。
- ②最適得点者が複数ある場合は、審査項目の企画内容の点数が最も高い者を選定し、点数が同じであった場合は、参考見積金額の低いものを選定する。
- ③参考見積価格も同じであるときは、くじにより最適提案者を選定する。

(3) 結果通知

結果をプロポーザル参加者全てに通知するとともに、ホームページで公表する。

(4) その他

- ①審査は非公開とする。
- ②審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

1.1 スケジュール

令和4年4月12日（火）	案件公表、提案者募集開始
4月18日（月）	質問票提出期限
4月18日（月）	参加申込書提出期限
4月25日（月）	企画提案書提出期限
5月10日（火）	プレゼンテーション・審査
5月11日（火）	採否通知、見積依頼
5月中旬	契約締結

1.2 留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ①企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- ②提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合。

- ④審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤本要領に違反すると認められる場合。
- ⑥2以上の企画提案をした場合、又は他社の代理をした場合。
- ⑦その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合。
- ⑧①～⑦に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、委員会が失格であると認めた場合。

(2) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(3) 辞退

参加申込後に辞退する場合には、参加に関わる必要書類の提出期限までに辞退届（様式第7号）を提出すること。

(4) 費用負担

書類の作成、提出及びその説明に係る費用等は、参加者の負担とする。

(5) その他

- ①参加者は、企画提案書の提出をもって、要領等の記載内容に同意したものとする。
- ②提出された企画提案書等は、返却しない。
- ③提出書類の著作権は提案者に帰属するが、選考結果の公表等に必要な場合には、足寄町は当該著作権を無償で使用することができる。
- ④提出された企画提案書等は、足寄町情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。
- ⑤本業務の成果品の内容の全ては足寄町に帰属するものとする。

1.3 契約に関する基本事項

審査において選定された最適提案者と別紙仕様書に基づいて協議を行い、随意契約の相手方として見積合わせを実施する。なお、協議が整わない場合または最適提案者が契約を辞退した場合は、選定結果において総合評価が次点の候補者と協議することとする。

1.4 問合せ先

〒089-3797 北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1

足寄町経済課商工観光振興室

電話：0156-28-3863 FAX：0156-25-5706

E-mail：energy@town.ashoro.hokkaido.jp

令和4年度足寄町再生可能エネルギー導入計画策定業務委託

プロポーザル企画提案書 審査基準(配点表)

項目	視点	配点
1. 業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているかなど	10
2. 提案内容	業務趣旨や本町の特性に対する理解度、専門知識や技術の保有度、合意形成の手法や持続性確保についての提案など	65
3. 執行体制	業務従事者の資質や体制、工程管理など	20
4. 見積内容	合理性など	5
	計	100